

京都市宿泊税基金条例（令和8年3月26日京都市条例第33号）（行財政局財政室）

国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため徴収する宿泊税について、当該施策に係る事業の実施及び当該事業に係る公債の償還に必要な資金を積み立てるため、京都市宿泊税基金を設置することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市宿泊税基金条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第33号

京都市宿泊税基金条例

(設置の目的)

第1条 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため徴収する宿泊税について、当該施策に係る事業の実施及び当該事業に係る公債の償還（以下「事業の実施等」という。）に必要な資金を積み立てるため、京都市宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 宿泊税の収入のうち、予算をもって定める金額は、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、事業の実施等に必要な財源に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な財源に充て、なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施等に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局財政室)